

議案第 66 号

市川市霊園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 19 年 2 月 13 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

市川市霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市霊園の設置及び管理に関する条例（平成 15 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 2 項中「(同項ただし書の規定の適用を受けない場合は、原状に回復して返還されたときに限る。)」を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 3 市長は、第 1 項本文の規定により一般墓地が原状に回復されて返還されたときは、規則で定めるところにより、当該原状の回復に要する費用の全部又は一部を助成するものとする。

附則第 5 項の見出し中「及び特例」を削り、同項中「附則第 2 項から第 7 項まで」を「附則第 2 項から第 4 項まで」に改め、「及び特例」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 19 条第 3 項の規定は、平成 19 年 4 月 1 日以後に一般墓地の返還の届出をする者について適用する。

理 由

使用しなくなった一般墓地の返還を促進し、その有効利用を図るため、平成14年度から平成18年度までの特例措置として行っている一般墓地の原状回復に要する費用の助成を永続的な制度とする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。